

(証券コード：4235)

平成29年2月6日

## 株 主 各 位

東京都八王子市明神町三丁目20番6号  
第一化成株式会社  
代表取締役社長 中 野 淳 文

### 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

今回の臨時株主総会には、「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第322条第1項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年2月20日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成29年2月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 4階 宴の間  
（前回と同一の建物ですが、会場が異なります。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

#### 3. 目 的 事 項

##### 【臨時株主総会】

##### 決 議 事 項

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件             |
| 第2号議案 | 第三者割当によるA種優先株式発行の件   |
| 第3号議案 | 第三者割当による第6回新株予約権発行の件 |

##### 【普通株主による種類株主総会】

##### 決 議 事 項

- |    |          |
|----|----------|
| 議案 | 定款一部変更の件 |
|----|----------|

今回の臨時株主総会にて上程する議案「定款一部変更の件」につきましては、A種優先株式の内容変更に関するものであり、会社法第322条第1項第1号に基づき、普通株主による種類株主総会にて、臨時株主総会と同様の議案内容として上程する「定款一部変更の件」の決議が必要となります。

#### 4. 招集にあたっての決定事項

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の表示をしたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dkktokyo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

|                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------|
| 今回の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会においては、お土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 |
|----------------------------------------------------------------------|

# 【臨時株主総会】 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 一 提案の理由

当社は、当社の持分法適用関連会社である米国の高機能ポリウレタン合成皮革マーケティング会社、Ultrafabrics, LLC（本社：米国ニューヨーク州タリータウン）（以下「Uf社」といいます。）の持分84.21%を取得し、当社が従来から当社子会社を通じて保有するその余の持分15.79%と合わせて、同社を完全子会社化する手続（以下「本件完全子会社化」といいます。）を進めております。この手続を進めるにあたり、Uf社の創業者であり、同社の持分の売主となる割当予定先に対して、第三者割当増資を実施することといたしました。

つきましては、本株主総会の第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」で取り上げますA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）の発行を可能とするために、当社の現行定款第6条の2の内容を一部変更するものであります。

A種優先株式を発行する理由の詳細につきましては、第2号議案をご参照ください。

なお、本議案の効力発生は、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」及び第3号議案「第三者割当による第6回新株予約権発行の件」のすべての議案が原案どおり承認可決されること、並びに普通株主による種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 二 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                 | 変 更 案                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6条の2 （A種優先株式）<br>当会社の発行するA種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。<br>（A種優先株式に対する剰余金の配当）<br>（1．乃至3．条文省略） | 第6条の2 （A種優先株式）<br>当会社の発行するA種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。<br>（A種優先株式に対する剰余金の配当）<br>（1．乃至3．現行どおり） |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>当会社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株1株につきA種優先株1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。</p> <p>(後 略)</p> <p>(議決権)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(株式の併合等)</p> <p>(条文省略)</p> <p><u>(転換条項)</u></p> <p>A種優先株主は、A種優先株式取得から3年を経過した日以降いつでも、当会社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、普通株式1株を交付する。</p> | <p>4. A種優先株主またはA種優先株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>当会社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。</p> <p>(後 略)</p> <p>(議決権)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株式の併合等)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>A種優先株主は、A種優先株式取得日以降いつでも、当会社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、<u>転換比率を乗じた数の普通株式を交付する。転換比率は、当初1.0とする。取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p> <u>なお、転換比率は、A種優先株式取得日後、当会社が当社普通株式の株式分割（当会社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。</u> </p> <p> <u>調整後転換比率＝調整前転換比率×分割（または併合）の比率</u> </p> <p> <u>また、A種優先株式取得日から3年以内に、当会社がA種優先株主以外の者に普通株式を新たに発行または保有する普通株式を処分する場合（当会社またはその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員または従業員に割り当てた新株予約権の行使により発行または処分される場合を除く。）には、次に定める算式をもって転換比率を調整するものとする。</u> </p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <u>（既発行株式数＋新規発行株式数および自己株式の処分により交付される普通株式数）</u> </div> $  \text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数}}  $ <p> <u>上記算式において「既発行株式数」とは、A種優先株式取得日における当会社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数に残存する新株予約権の対象となる株式数を加算した数とする。</u> </p> |

| 現 行 定 款                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(優先配当金の除斥期間)<br/>第44条の規定は、A種優先株式配当金についてこれを準用する。</p> | <p><u>さらに、A種優先株式取得日後、当会社が合併、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ転換比率の調整を必要とする場合には、当会社はA種優先株主、A種優先株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換比率、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、転換比率の調整を適切に行うものとする。</u><br/>(優先配当金の除斥期間)<br/>第44条の規定は、A種優先配当金についてこれを準用する。</p> |

## 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額をもって募集株式を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本議案の募集株式に付されております取得請求権のすべてが行使され、かつ、本株主総会の第3号議案により取り上げます第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%超希薄化することになるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様のご承認を併せてお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、本株主総会の第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「第三者割当による第6回新株予約権発行の件」の両議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

さらに、上記の条件に加え、当社が割当予定先との間で平成29年1月23日付で締結した、当社の持分法適用関連会社であり、割当予定先が当社保有持分以外の持分全部を保有するUf社の割当予定先保有持分全部の当社への譲渡に関する最終契約書（以下「本件最終契約」といいます。）に基づく当該持分の当社への譲渡の履行を条件とします。

### 一 募集株式を発行する理由（特に有利な金額で募集株式を発行する理由）

割当予定先は、Uf社の持分84.21%を保有しており、当社はその余の持分15.79%を当社の完全子会社を通じて保有しております。

当社は、平成29年1月23日付で割当予定先との間で、本件最終契約を締結いたしました。

A種優先株式及び本新株予約権の割当予定先に対する発行は、本件最終契約に基づくUf社の完全子会社化の一環として行われるものです。当社は、本件完全子会社化の過程で、割当予定先との間で、割当予定先が、買収対価として受領する金銭の一部である約17百万米ドル相当額を上限として当社に拠出を行うことと引換えに、当社が割当予定先に対して、A種優先株式の取得請求権及び本新株予約権を行使した場合に交付を受けられる当社普通株式の数を合計して、3,050,000株を取得することができる、A種優先株式及び本新株予約権を発行することといたしました。この数量は、本件第三者割当後にA種優先株式の取得と引換えに当社普通株式が交付され、本新株予約権が全部行使された場合、完全希薄化ベース（注）である6,593,799株とA種優先株式の取得及び本新株予約権の全部の行使により割当予定先に発行又は交付される当社普通株式3,050,000株の合計（9,643,799株）に対する割合として31.63%（議決権数で31.63%）となります。

（注）「完全希薄化ベース」とは、当社が平成28年11月11日に関東財務局長に提出した「四半期報告書—第52期第2四半期」に記載された当社普通株式に係る発行済株式総数（6,800,000株）から当社普通株式に係る自己株式数（967,201株）を控除し、当社が発行した本新株予約権を除く未行使の新株予約権（平成24年10月12日付の当社取締役会決議により発行した第3回新株予約権の未行使数15個（1個当たりの対象株式数1,000株）、平成27年3月13日付の当社取締役会決議により発行した第4回新株予約権の未行使数364個（1個当たりの対象株式数1,000株）、平成28年8月22日付の当社取締役会決議により発行した第5回新株予約権の未行使数3,820個（1個当たりの対象株式数100株）とする、合計4,199個）がすべて行使された場合に交付される当社普通株式（761,000株）を加算した合計数である6,593,799株を意味します。

A種優先株式の割当を決定した背景としましては、今回の事業統合による事業規模の大幅な拡大と自己資本比率の低下への対応があります。今回持分を買い取り完全子会社とするUf社は当社にとって長年の事業パートナーであり、北米及び欧州では独占供給、販売契約を締結する等実質一体となって事業運営をしております。今回事業を統合することにより、今後予想される更なる市場の拡大を確実に取込むと共に当社とUf社双方の製造販売計画がアンバランス（不均衡）になるリスクの低減、双方における為替変動リスクの低減等のビジネスリスクの低減を図ることができます。一方、平成27年12月期のUf社の売上（8,069百万円）、税引前利益（1,425百万円）は共に当社の平成28年3月期の売上（5,204百万円）、税引前利益（1,182百万円）を上回っており、また、Uf社の持分取得の対価も126百万米ドルになることから、当社よりも規模の大きい企業の持分を買取ることとなり、これを全額借入で調達した場合自己資本比率

の大幅な低下が見込まれます。具体的には、平成28年3月末の純資産4,036百万円に対して、約14,490百万円（126百万米ドル、1ドル＝115円）の借入が発生することになります。適正な自己資本の水準を維持することを企図して、今回のA種優先株式割当を実施することで、Uf社の持分買取及びA種優先株式割当完了後の自己資本比率は30%程度となる予定です。

また、事業統合後の事業成長をより確実にする為のインセンティブプランとして、Clay Rosenberg、Danielle Boecker-Primackの両氏に本新株予約権を付与することといたしました。但し、本新株予約権には売上及び利益（EBITDA）水準による行使制限がついており、一定の売上及び利益水準を平成29年から平成31年までの間に達成しなければ、行使することはできません。これらの売上及び利益水準をすべて満たした場合、今回割当てられるA種優先株式の普通株式への転換及び本新株予約権の全部の行使による普通株式の交付による割当予定先の持分の合計は、完全希薄化ベースである6,593,799株とA種優先株式の取得及び本新株予約権の全部の行使により割当予定先に発行又は交付される当社普通株式3,050,000株の合計（9,643,799株）に対する割合として31.63%（議決権数で31.63%）となりますが、当社が計画するUf社の完全子会社化が達成されて当社の事業規模が拡大した場合には、当社が平成29年1月23日付で作成した中期経営計画での当社見込み額を基準としますと、見込み額ではありますが、平成31年度の1株当たり当期純利益は207円と見込まれ、他方、こちらも見込み額ではございますが、今期の予想1株当たり当期純利益は111円程度を見込んでおりますので、希薄化割合を大きく上回る水準（186.5%）で増加する見込みです。

上記のとおり、A種優先株式の取得請求権が行使され、本新株予約権が行使された場合は、当社普通株式に希薄化が生じることになります。しかしながら、当社は、①A種優先株式及び本新株予約権の第三者割当が、Uf社の完全子会社化の一環として、本件最終契約の取引条件として行われること、②本件第三者割当によるエクイティ・ファイナンスが当社の自己資本比率の大幅な低下を回避するために必要と判断されること、③Uf社の完全子会社化後も割当予定先であるClay Rosenberg及びDanielle Boecker-Primack両氏が、引き続き、当社からの継続的な当社製品の供給先であり、その売上比率は直近決算で当社売上全体の78.8%を構成する当社の重要な特定子会社に該当するUf社の経営にあたり、本件完全子会社化後のUltraleather®のブランドでグローバルなマーケティングの推進と、これに伴う当社グループの将来のグローバルベースでの事業規模

の拡大に重要な地位に在籍を続けるために、両名のリテンションを確保する必要性があること、④両名の当社への出資により、製造会社である当社と販売会社であるUf社が一体となった効率的な経営を実現し、さらには、割当予定先の販売ノウハウ等も当社が獲得できることが、いずれも究極的には当社の企業価値の向上に資するものと判断しており、株主の皆様のご理解を賜りたく存じます。

## 二 発行条件等について

当社は、A種優先株式の発行条件につきましては、割当予定先と協議の上決定いたしました。公正価値の算定について参考にするため、当社と取引関係のない独立した第三者評価機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社に算定を依頼しております。

当社は、Uf社の完全子会社化に関する公表前後の株価動向を考慮し、発行決議日の前日の終値などの一時点での株価を基準とするよりも、直前取引日に先立つ一定期間である30営業日間の平均株価が妥当と判断し、A種優先株式の払込金額につきましても、A種優先株式の発行決議日の直前取引日である平成29年1月20日より遡って30営業日間における株価終値の平均値(1,024円)を基準として第三者評価機関の評価を踏まえ、A種優先株式の発行価格(1株あたり1,050円)を決定しております。

第三者評価機関は、一定の条件(A種優先株式に係る優先配当金、転換条項、当社株式の株価、普通配当金、ボラティリティ、クレジットスプレッド等)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである三項格子モデルを用いてA種優先株式の公正価値を算定しております。なお、優先株式の評価に関する一般的な仮定として、評価モデル上、議決権の有無および流動性については考慮しておりません。その上で、A種優先株式の評価に関する固有の仮定について、議決権及び流動性を考慮しない場合には、普通株式への転換を行わなければ普通株式よりも配当が多く受け取れるため、転換を行わないことが経済合理的な行動であると判断する一方、A種優先株式については流動性が皆無なこと、議決権がないことから、将来のいずれかのタイミングで普通株式への転換がなされることを想定しております。以上の仮定を踏まえ、第三者評価機関は、A種優先株式の評価について、最短で普通株式への転換がなされた場合と、配当受領優先性を考慮して長期間A種優先株式として保有し、その後に普通株式への転換権を行使した場合の、2つのシナリオを考慮して評価モデルにおける算定を実施しております。当社は、第三者評価機関から、上記前提による評価の結果、A種優先株式は1株あたり1,027.20円から1,106.67円との評価額のレンジ

を受領しております。

当社といたしましては、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関の算定として相応の合理性・公正性が確保されているものと判断しておりますが、その計算が非常に複雑で高度であって、その価値評価については様々な意見があることや、当社普通株式と比べ、剰余金の配当について有利な定めがあること、さらに、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されていることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、本株主総会において、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

### 三 転換制限措置について

A種優先株式には、A種優先株式1株につき、普通株式1株を対価とする取得請求権が付されておりますが、割当予定先との間で締結する予定の引受契約において、取得請求権の行使について、以下の条件を合意する予定です。この限度で、当社普通株式に対する影響を限定いたします。

#### (1) 年間転換上限

A種優先株式取得日後1年後の応当日を初回として、その後2年目及び3年目の各応当日以後に、割当予定先に割り当てられたA種優先株式総数の3分の1ずつが普通株式への転換が可能となること。

#### (2) 早期転換事由

上記(1)の年間転換上限にかかわらず、①当社の取締役会が普通株式の転換を承諾した場合、②当社普通株式について、金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」の開始が公表された場合、③当社発行済普通株式の3分の1を超える数について、第三者が取得した場合、④割当予定先が死亡もしくは障害を負った場合、または、⑤割当予定先もしくは割当予定先の指定する者がUf社の取締役会の過半数を構成することがなくなった場合には、その後いつでも、A種優先株式を普通株式に転換することができること。

### 四 第三者割当によるA種優先株式の内容

#### 1. 株式の名称

第一化成株式会社A種優先株式

#### 2. 募集株式の数

1,850,000株

#### 3. 募集株式の払込金額

1株につき1,050円

4. 増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 払込金額の総額

1,942,500,000円

6. 払込期間

平成29年2月28日から平成29年3月7日まで

7. 発行方法

第三者割当の方法により、割当決議で定める募集株式の数を、以下のとおり割り当てる。

Clay Rosenbergに1,062,000株

Clay Rosenberg 2016 GRATに117,300株

Danielle Boecker-Primackに604,000株

Danielle Boecker-Primack 2016 GRATに66,700株

8. 剰余金の配当

当会社は当会社定款第42条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対しての剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に1.1を乗じた額（1円未満は切り捨てる。）の剰余金の配当、また当会社定款第43条に定める中間配当を行う場合は普通株主と同じ額の配当（以下、これらの配当により支払われる金銭を併せて「A種優先配当金」という。）を行う。

当会社は、普通株主及び普通登録株式質権者に対して当会社定款第42条に定める剰余金の配当または当会社定款第43条に定める中間配当を行わないときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対してもそれぞれA種優先配当金の配当を行わない。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、A種優先配当金の配当の全部または一部が行われなかったときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

A種優先株主またはA種優先株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 残余財産の分配

当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。A種優先株主またはA種優先株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

10. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

11. 株式の併合等

当社は法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合、分割または無償割当を行わない。また、A種優先株主に対し、募集株式、募集新株予約権及び募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式取得日以降いつでも、当会社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、転換比率を乗じた数の普通株式を交付する。転換比率は、当初1.0とする。取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

なお、転換比率は、A種優先株式取得日後、当会社が当社普通株式の株式分割（当会社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後転換比率 = 調整前転換比率 × 分割（または併合）の比率  
また、A種優先株式取得日から3年以内に、当会社がA種優先株主以外の者に普通株式を新たに発行しまたは保有する普通株式を処分する場合（当会社またはその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員または従業員に割り当てた新株予約権の行使により発行または処分され

る場合を除く。) には、次に定める算式をもって転換比率を調整するものとする。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{(既発行株式数+新規発行株式数および自己株式の処分により交付される普通株式数)}}{\text{既発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、A種優先株式取得日における当社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数に残存する新株予約権の対象となる株式数を加算した数とする。

さらに、A種優先株式取得日後、当会社が合併、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ転換比率の調整を必要とする場合には、当会社はA種優先株主、A種優先株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換比率、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、転換比率の調整を適切に行うものとする。

#### 13. 譲渡制限

譲渡による当会社のA種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。

#### 14. 除斥期間

当会社定款第44条の規定は、A種優先配当金についてこれを準用する。

### 第3号議案 第三者割当による第6回新株予約権発行の件

会社法第236条及び第238条に基づき、株主以外の第三者に対して特に有利な条件で募集新株予約権を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本議案の新株予約権のすべてが行使され、かつ、本株主総会の第2号議案により取り上げますA種優先株式に付されている取得請求権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%超希薄化することになるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様のご承認を併せてお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、本株主総会の第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」の両議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

さらに、上記の条件に加え、当社が割当予定先との間で締結した本件最終契約に基づく当該持分の当社への譲渡の履行を条件とします。

## 一 特に有利な金額で募集新株予約権を発行する理由

前述のとおり、A種優先株式発行と併せて、第6回新株予約権の発行を行う予定であります。

本議案の新株予約権を発行する理由につきましては、第2号議案の「一 募集株式を発行する理由（特に有利な金額で募集株式を発行する理由）」をご参照ください。

## 二 発行条件等について

割当予定先との協議を踏まえて、本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとしておりますが、当社は、株主の皆様に対する説明の参考とするため、A種優先株式と同様、当社及び割当予定先とも取引関係のない独立した第三者評価機関である、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社に評価を依頼しました。

第三者評価機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、モンテカルロ・シミュレーションを含む他の価格算定モデルとの比較および検討を実施したうえで、本新株予約権はエクイティ・インセンティブとして業績条件が付されたストックオプションと評価されることから、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」といいます。）の記載事項を参考として、ストック・オプションの一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを適用して算定を実施するものとなりました。なお、「ストック・オプション会計基準」により、業績条件は単価の評価に含まないため、業績連動行使条件については考慮しておりません（この点、一般的には、業績条件を考慮した場合には新株予約権の公正価値は下落することになります。）。第三者評価機関は、一定の条件（株価、行使価格、予想残存期間、株価変動性、残存期間における配当額、無リスク利子率等）の下、評価を実施しています。当社は、第三者評価機関から、上記前提による評価の結果、本新株予約権は1個あたり241.43円との評価である旨の報告を受けております。

行使価額は、割当予定先との協議を踏まえ、発行決議日の前日（同日を含む。）に先立つ30営業日間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）を採用することとし、1,024円といたしました。A種優先株式の発行価格と同様、当社としましては、当社の株式の流動性や直近の値動き、割当予定先との合意内容等から、本新株予約権の行使価額につきましても、発行決議日の前日の終値などの一時点での株価を基準とするよりも、直前取引日に先立つ一定期間である30営業日間の平均株価が妥当と判断して決定いたしました。

割当予定先であるClay RosenbergとDanielle Boecker—Primack両氏は、第三者割当増資後も、当社からの継続的な当社製品の供給先であり、その売上比率は直近決算で当社売上全体の78.8%を構成する当社の重要な特定子会社に該当する、Uf社の経営に引き続き関与し、同社に対する役務の提供を通じて当社の企業価値の向上に資することが期待されることから、インセンティブプランとして本新株予約権を割当予定先である両名に無償で割り当てることに相応の合理性があるものとは考えております。また、Uf社の持分を割当予定先から取得するにあたって、将来の一定の業績条件を満たした場合の割当予定先との増加価値の分配方法として、買収対価の追加的支払を回避するためにも、インセンティブとして本新株予約権を付与することに優位性があり、本新株予約権の発行は、実質的には買収対価の増額を抑えることに寄与できるものと考えております。

しかしながら、本新株予約権自体は無償で発行し、新株予約権は一定期間に亘って行使が可能であり、それ自体でオプションとしての価値を有するものであることや、第三者評価機関が算定した本新株予約権1個あたりの公正価値が241.43円との評価結果の報告を受けていることから、割当予定先との協議の結果に基づき本新株予約権を無償にて発行した場合は、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当するものと判断し、本株主総会において、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

### 三 行使制限措置について

本新株予約権の行使期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までですが、割当予定先との間で締結する予定の引受契約において、本新株予約権の行使について以下の条件を合意する予定です。この限度で、当社普通株式に対する影響を限定いたします。

#### (1) 業績連動行使条件

本新株予約権につきましては、平成29年4月1日から平成31年12月31日までの各年におけるUf社の売上及びEBITDAの目標に対する達成水準によって、行使が制限されます。行使可能になる個数の算出式は、以下のとおりです。

売上水準：当該期間の対象個数×当該期間の売上÷当該期間の目標売上  
但し、当該期間の売上が当該期間の最低目標売上を上回らない限り、本新株予約権は行使可能にならない。

計算結果にかかわらず、当該期間の行使可能個数は対象個数を最大とする。

EBITDA水準：当該期間の対象個数×当該期間のEBITDA÷当該期間の目標EBITDA  
但し、当該期間のEBITDAが当該期間の最低目標EBITDAを上回らない限り、本新株予約権は行使可能にならない。

計算結果にかかわらず、当該期間の行使可能個数は対象個数を最大とする。但し、行使可能となった本新株予約権は、本新株予約権の行使期間を通じて行使が可能となる。

各期間の対象個数及び目標数値は以下のとおりです。

期間：平成29年4月1日から平成29年12月31日

売上に関する対象個数：200,000個

最低目標売上：61,924,420米ドル

目標売上：68,632,500米ドル

EBITDAに関する対象個数：200,000個

最低目標EBITDA：10,987,740米ドル

目標EBITDA：13,299,488米ドル

期間：平成30年1月1日から平成30年12月31日

売上に関する対象個数：200,000個

最低目標売上：98,801,330米ドル

目標売上：110,610,000米ドル

EBITDAに関する対象個数：200,000個

最低目標EBITDA：18,604,699米ドル

目標EBITDA：21,349,150米ドル

期間：平成31年1月1日から平成31年12月31日

売上に関する対象個数：200,000個

最低目標売上：108,889,000米ドル

目標売上：121,680,000米ドル

EBITDAに関する対象個数：200,000個

最低目標EBITDA：20,791,320米ドル

目標EBITDA：23,435,200米ドル

## (2) 早期行使事由

上記(1)の行使条件にかかわらず、①当社普通株式について、金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」の開始が公表された場合、②当社発行済普通株式の3分の1を超える数について、第三者が取得した場合、③割当予定先による正当な理由のない辞任を除き、割当予定先との雇用契約が解除された場合、もしくは、割当予定先がUf社のPresidentもしくはCEOを理由なく解任された場合、または割当予定先による辞任の場合を除き、（選任されている場合は）Uf社または当社の取締役でなくなった場合、④割当予定先を、Uf社もしくは当社の取締役に選任するための議案が否決された場合、⑤割当予定先が本新株予約権の行使の前に死亡もしくは障害を負った場合、または⑥割当予定先もしくは割当予定先の指定する者がUf社の取締役会の過半数を構成することがなくなった場合には、その後いつでも、本新株予約権を行使することができること。

※ 上記③乃至⑤については、早期行使事由となり業績連動行使条件が解除される場合には、インセンティブとしての位置付けが希薄になるリスクがあることは承知しておりますが、割当予定先が今後の経営に関与し続けることが本件完全子会社化のそもその前提であり、それを当社も割当予定先も希望している中で、協議において割当予定先からの追加の希望があったものであるため、当社として当該事由が発生するリスクの程度も勘案し応諾したものであります。

### (3) 失格事由

上記(1)及び(2)並びに本新株予約権に関する他の条件にもかかわらず、①割当予定先が、適用ある法令に基づき禁固刑以上の処罰（または外国の同等の法令に基づく類似の処罰）を受けた場合、②割当予定先が、Uf社もしくは当社の取締役を辞任した場合、不適切行為によりUf社もしくは当社の取締役を解任された場合、または、割当予定先をUf社もしくは当社の取締役に選任するための議案の提出を割当予定先が拒絶した場合（但し、当社取締役会が、これらの事由を失格事由に該当すると判断しなかった場合を除きます。）、または③割当予定先が、書面により本新株予約権の全部またはその一部を放棄した場合には、本新株予約権を行使することはできません。

## 四 第三者割当による第6回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

第一化成株式会社第6回新株予約権

### 2. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

### 3. 本新株予約権の割当日

平成29年3月7日

### 4. 割当方法及び割当予定先

第三者割当の方法により、割当決議で定める新株予約権の数を、以下のとおり割り当てる。

Clay Rosenbergに600,000個

Danielle Boecker-Primackに600,000個

### 5. 新株予約権の数

1,200,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,200,000株とし、下記6. (1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

## 6. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、割当日後 3 年以内に、当社が本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）以外の者に当社が普通株式を新たに発行し又は保有する普通株式を処分する場合（当社又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に割り当てた新株予約権の行使及び A 種優先株式の取得請求権の行使により発行又は処分される場合を除く。）には、次の算式をもって付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{（既発行株式数＋新規発行株式数及び自己株式の処分により交付される普通株式数）}}{\text{既発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、割当日における当社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数に残存する新株予約権の対象となる株式数を加算した数とする。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,024円とする。

### (3) 新株予約権の行使期間

平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日までとする。但し、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 各本新株予約権1個の一部について分割行使はできない。
- ② 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6.(6)に定める規定により本新株予約権の全部又は一部について行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会の定める日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は当社取締役会の定める日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記 6. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 6. (2) で定められる行使価額に、上記 8. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記 6. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 6. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記 6. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記 6. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記 7 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

11. その他

- (1) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項及び細目的事項の決定については、当社取締役会に一任する。
- (2) 前記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以 上

## 【普通株主による種類株主総会】 種類株主総会参考書類

議案 定款一部変更の件

種類株主総会と同日に開催される臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）の株主総会参考書類の３頁から６頁に記載の本臨時株主総会第１号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上

メ モ

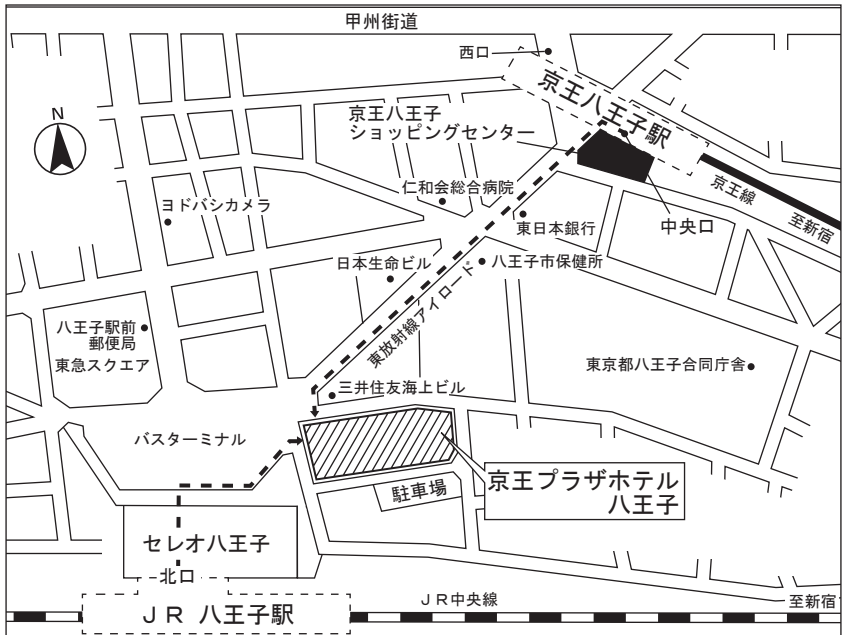
[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子 4階 宴の間

東京都八王子市旭町14番1号

TEL 042(656)3111



### ●交通のご案内

- ・JR 八王子駅 北口から徒歩約3分
- ・京王八王子駅 中央口から徒歩約5分